

## 工 事 概 要

1. 工 事 名 称： 養護老人ホーム 吉田寿康園新築工事

2. 工 事 場 所： 鹿児島市本名町2218番

3. 工 事 期 間： 着工 平成31年 4月 1日  
竣工 平成32年 1月31日

4. 見積用図面： 設計図

・意匠図A	_____	56枚
・構造図S	_____	28枚
・電気設備図E	_____	32枚
・給排水・衛生・空調・換気M	_____	20枚

---

合計	136枚
----	------

## 入札までの日程一覧

1. 入札参加申込

平成30年11月16日（金）から平成30年11月29日（木）午後5時まで

2. 設計図書の閲覧期限

平成30年11月16日（金）から平成31年1月10日（木）午後5時まで

3. 入札参加資格確認通知書の通知

平成30年12月5日（水）まで

4. 設計図書の質問書受付

平成30年12月17日（月）午後5時まで

5. 設計図書の質問回答

平成30年12月20日（木）午後5時まで

6. 入札

平成31年1月11日（金）午前11時

(社会福祉法人 寿康会 ケアハウス 大原の里 4階 談話室)

平成30年11月16日

社会福祉法人 寿康会

理事長 前田 義博

〒891-1304 鹿児島市本名町234番地

TEL:099-294-2510

株式会社 みのだ設計

蓑田 満康

〒890-0031 鹿児島市武岡三丁目7番地の5

TEL:099-281-4883

事前審査型制限付き一般競争入札公告

平成30年11月16日

社会福祉法人 寿 康 会  
理事長 前 田 義 博



養護老人ホーム 吉田寿康園新築工事請負契約に係る  
事前審査型制限付き一般競争入札について(公告)

1 入札に付する工事名等

- (1) 工事名 養護老人ホーム 吉田寿康園新築工事
- (2) 工事場所 鹿児島市本名町2218番
- (3) 完成期限 平成32年 1月31日
- (4) 工事概要
  - 構造等 木造 2階建
  - 延床面積 2,061.62平方メートル

2 予定価格に108分の100を乗じて得た価格  
非公表とする

3 工事施工方式等

- (1) 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体の結成は、自主結成とし、構成員数は、2社とする。
- (3) 共同企業体の構成員の組合せは、構成員となる者に必要な共通資格要件を全て満たす者のうち、代表構成員の資格要件を全て満たす者同士又は代表構成員の資格要件を全て満たす者と代表構成員以外の構成員の資格要件を全て満たす者との組合せとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 共同企業体の構成員となる者に必要な共同資格要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 本公告の日現在において、鹿児島市内に本店を有している者であること。
  - ウ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る平成30年7月1日付けの有資格決定通知書（以下「有資格決定通知書」という。）に記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。

オ 建築工事業につき特定建設業の許可を有していること。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社みのだ設計 代表 蓑田満康 鹿児島県鹿児島市武岡三丁目7番地の5）又は当該受託者と資本関係若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ク 本公告の日から入札参加資格確認申請の提出期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定、以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が許可された者を除く。）でないこと。

## （2）共同企業体の代表構成員となる者に必要な資格要件

ア 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の総合点数が1,300点以上であること。

イ 平成19年度以降に元請として、木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積が2,000平方メートル以上の同種または、類似の施設等（老人福祉施設、医療施設等）の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事实績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15%以上のものに限る。）を有していること。

ウ 平成19年度以降に元請として施工した、木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積が2,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15%以上のものに限る。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、本公告の日現在において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。



### (3) 共同企業体の第2構成員となる者に必要な資格要件

- ア 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の総合点数が1,150点以上であること。
- イ 平成19年度以降に元請として、木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積が1,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事实績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15%以上のものに限る。）を有していること。
- ウ 本公告の日現在において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

## 5 共同企業体の出資比率

共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上とする。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。
- (2) (1)において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については、落札者とししない。

## 7 入札参加希望の申込方法等

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、平成30年11月29日（木）午後5時00分まで（ただし、日曜日・祝日は除く）に、入札参加申込書に制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を添付し、次に掲げる書類とともに、株式会社みのだ設計に直接持参しなければならない。

なお、上記日時までに申請書及び申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

- ア 共同企業体の構成員の名称等調書
- イ 施工実績調書
- ウ 専任配置予定の技術者等調書
- エ 共同企業体協定書（写し）

オ 有資格決定通知書（写し）

カ 技術資料

(2) 申請関係書類の受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く）

(3) 申請関係書類の提出部数

各1部

(4) その他

ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ 申請書及び申請関係書類は、メールにて送付するので、問い合わせ先に空メールを送り、電話で連絡しなければならない。

エ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

## 8 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された申請書及び申請関係書類により審査し、その結果は平成30年12月5日（水）までに書面により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に理事に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、7（2）の受付時間内に株式会社みのだ設計に書面を持参して行わなければならない。

(3) （2）の説明を求められたときは、平成30年12月20日（木）までに書面により回答する。

## 9 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(2) 閲覧期間

平成30年11月16日（金）から平成31年1月10日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び、平成30年12月28日（金）から平成31年1月6日（日）の期間を除く。）の間の午前9時から午後5時までとする。

(3) 閲覧場所

株式会社 みのだ設計

鹿児島県鹿児島市武岡3丁目7番地の5

(4) 設計図書の貸与

ア 入札参加資格があると確認された者であって、設計図書の貸与を希望する者について

は、CD-ROM 1部(設計データ：PDF)を貸与する。

請求先：株式会社みのだ設計

イ 貸与日時は、平成30年12月6日(木)午前10時から午後5時まで

ウ 貸与品は、入札終了後に回収する。

(入札に参加しないこととなった者については、入札日までに返還すること。)

#### (5) 質疑応答

ア 設計図書等に関して質問がある場合には、質問書(電子メール)にて行わなければならない。

イ 受付期間 平成30年12月10日(月)から平成30年12月17日(月)

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

エ 受付場所 株式会社 みのだ設計 E-mail: info@minoda-sekkei.jp

オ 回答は、平成30年12月20日(木)午後5時00分までに質問者全員に対して、メールにて送付する。

カ 工事費に著しく影響しない事項は、建築基準法、安全性、デザインを考慮し、各社の判断で積算すること(材料同等品明記無きものは中級品で見込み、質疑はしないこと)

### 10 現場説明会

実施しない。

### 11 入札の方法等

#### (1) 入札の日時及び場所

日時 平成31年1月11日(金)午前11時

場所 鹿児島市本名町234番地

社会福祉法人 寿康会 ケアハウス 大原の里 4階 談話室

#### (2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 入札執行回数は、3回とする。

### 12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金どちらも免除とする。



### 1 3 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を入札時に提出すること。
- (2) 工事費内訳書は返却しない。

### 1 4 最低制限価格

設定する。

### 1 5 低入札調査基準価格

設定しない。

### 1 6 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 工事費内訳書が提出されていない入札
- エ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- オ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む）による入札
- カ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- キ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- ク 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

- (3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### 1 7 入札の延期

やむを得ない理由により、入札を行うことができないときは、入札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

### 1 8 配置予定監理技術者の確認

落札者の決定後、申請関係書類に記載した配置予定の監理技術者を専任配置できないという事実が確認された場合は、原則として、監理技術者の変更は認めず、契約を結ばないものとする。

ただし、理事長が、やむを得ない理由があると認めるときは、4の(2)ウ、(3)ウに掲げる資格要件を満たす他の監理技術者に変更することができる。

## 19 理事会の議決等

(1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と仮契約を締結し、理事会の議決を得たときに当該仮契約を本契約とみなすものとする。

(2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本法人は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本法人は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事実が生じたとき。

## 20 共同企業体の有効期間

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 本工事の契約締結の相手方となった者 本工事の契約履行後3月を経過する日まで。

ただし、本工事に関するかし担保責任については、法律上又は契約上のかし担保責任が存続する期間は、構成員であった者は連帯してその責めを負うものとする。

(2) 本工事の契約締結の相手方とならなかった者 本工事の仮契約が締結され、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまで

## 21 問い合わせ先

〒890-0031

鹿児島市武岡三丁目7番地の5

株式会社 みのだ設計

電話 099-281-4883

FAX 099-282-7680

E-mail : info@minoda-sekkei.jp